

改正

平成25年12月27日条例第38号

平成31年3月25日条例第6号

岩国市本郷里山体験交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、豊かな自然環境、農山村の生活文化及び歴史的資源を活用し、里山体験等を通じて、都市部の住民等との幅広い交流を促進することを目的として、本郷里山体験交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本郷里山体験交流センター	岩国市本郷町本郷2083番地1

(利用の許可)

第3条 交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、前条の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第5条 交流センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第8条 交流センターの利用者は、施設の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した施設、附属設備、器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により、交流センターの施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の本郷村里山体験交流センター設置及び管理に関する条例（平成16年本郷村条例第8号）又は本郷村里山体験交流センター使用料条例（平成16年本郷村条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等の額に関する経過措置)

2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当

該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成31年3月25日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

別表（第5条関係）

区分	単位	使用料
里山工房1	半日（4時間以内）	550円
	1日	1,100円
里山工房2	半日（4時間以内）	550円
	1日	1,100円